

# 静岡市簡易水道事業会計



# 簡易水道事業会計

## 第1 業務の執行状況

### 1 簡易水道の普及状況

簡易水道の普及状況は、次のとおりである。

(単位 人・比率 %)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減	増減率
行政区域内人口 A	996	1,024	△28	△2.7
給水人口 B	996	1,024	△28	△2.7
普及率 B/A	100.0	100.0	0.0	—

### 2 給水業務の状況

(1) 給水業務の状況は、次のとおりである。

(比率 %)

区 分	令和2年度			令和元年度 実 施 量	比較増減	
	計 画	実 施 量	執行率		実 施 量	増減率
給水戸数(戸)	673	689	102.4	681	8	1.2
年間総配水量(m <sup>3</sup> )	154,414	150,642	97.6	150,757	△115	△0.1
1日平均配水量(m <sup>3</sup> )	423	410	96.9	432	△22	△5.1
有収水量(m <sup>3</sup> )	102,737	102,554	99.8	101,933	621	0.6
有収率	66.5	68.1	—	67.6	0.5	—

(2) 総配水量に対する有効水量（実際に使用された水量）、無効水量（漏水等）の状況は、次のとおりである。

(単位 m<sup>3</sup>・比率 %)

区 分	令和2年度		令和元年度		比較増減		
	水 量	構成比	水 量	構成比	水 量	増減率	
総配水量	150,642	100.0	150,757	100.0	△115	△0.1	
有効水量	有収水量	102,554	68.1	101,933	67.6	621	0.6
	無収水量	4,379	2.9	4,382	2.9	△3	△0.1
	計	106,933	71.0	106,315	70.5	618	0.6
無効水量	43,709	29.0	44,442	29.5	△733	△1.6	

無効水量を減少させるため、日向地区の漏水調査（実施延長3.72km）と、1箇所の修繕を実施していた。

### 3 水道施設の維持管理等の状況

(1) 水道法に基づく水質検査については、配水系統ごとに選定した市内5箇所の給水栓を定期検査箇所として、毎月行う省略不可能項目検査（11項目）及び年4回の全項目検査（51項目）を実施し、全ての検査箇所で水質基準に適合していた。

(2) 修繕工事については、給水管の修繕並びに消火栓及び仕切弁の修繕を計6件実施していた。

### 4 水道施設の稼働状況

水道施設の稼働状況は、次のとおりである。

（単位  $\text{m}^3$ ・比率 %）

区 分		令和2年度	令和元年度	比較増減	増減率
1日最大配水量	A	588	639	△51	△8.0
1日平均配水量	B	410	432	△22	△5.1
1日配水能力	C	757	757	0	0.0
施設利用率	B/C	54.2	57.1	△2.9	—
負 荷 率	B/A	69.7	67.6	2.1	—
最大稼働率	A/C	77.7	84.4	△6.7	—

(1) 施設利用率（1日配水能力に対する1日平均配水量の比率で、施設の稼働状況を示す割合）は54.2%で、前年度を2.9ポイント下回っていた。

(2) 負荷率（1日最大配水量に対する1日平均配水量の比率で、施設が平均的に稼働している割合）は69.7%で、前年度を2.1ポイント上回っていた。

(3) 最大稼働率（1日配水能力に対する1日最大配水量の比率で、施設の利用状況を示す割合）は77.7%で、前年度を6.7ポイント下回っていた。

## 第2 予算の執行状況

### 1 収益的収支の状況

(1) 収益的収入の執行状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

科 目	予算額	決算額	執行率
簡易水道事業収益	135,146	131,257	97.1
営業収益	15,744	16,102	102.3
営業外収益	119,402	115,155	96.4
特別利益	—	—	—

上表の営業収益のうち、給水収益の内訳は、次のとおりである。

(比率 %)

使用水量 (月間)	延給水戸数 (戸)	対前年度比	給水量 (m <sup>3</sup> )	対前年度比	給水収益 (千円)	対前年度比
0m <sup>3</sup> を超え 5m <sup>3</sup> まで	1,528	98.8	1,802	95.6	281	102.8
5m <sup>3</sup> を超え 10m <sup>3</sup> まで	350	117.4	2,764	118.7	431	127.7
10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	552	97.7	8,577	98.4	1,338	105.8
20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	1,177	98.3	39,855	100.7	6,220	108.3
50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	452	108.4	30,672	109.4	4,786	117.7
100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	74	86.0	12,928	93.6	2,017	100.7
500m <sup>3</sup> を超える分	11	91.7	5,956	78.0	929	83.9
計	4,144	100.5	102,554	100.6	16,005	108.2

(2) 収益的支出の執行状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

科 目	予算額	決算額	執行率
簡易水道事業費用	140,546	136,367	97.0
営業費用※	122,672	118,993	97.0
営業外費用	15,169	15,168	99.9
特別損失	2,205	2,205	100.0
予備費	500	—	—

※営業費用の資産減耗費には企業債5,200千円が充てられている。

## 2 資本的収支の状況

(1) 資本的収入の執行状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

科 目	予算額	決算額	執行率
資本的収入	10,268	3,545	34.5
企業債 ※	5,400	—	—
他会計支出金	4,868	3,545	72.8

※営業費用の資産減耗費に充てるため収益的支出の財源として執行（執行額5,200千円）された。

資本的収入は354万円で、予算額に対する執行率は34.5%となっていた。これは主に、本来であれば資本的収入として計上する必要のなかった企業債の予算を計上していたことによるものである。

(2) 資本的支出の執行状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

科 目	予算額	決算額	執行率	翌年度繰越額
資本的支出	48,268	47,767	99.0	—
建設改良費	2,321	2,321	100.0	—
企業債償還金	45,447	45,446	99.9	—
予備費	500	—	—	—

なお、令和2年度における借入額、償還額及び未償還残高は、次のとおりである。

(単位 千円)

年 度	借入額	償 還 額			未償還残高
		元 金	利 子	計	
令和2	5,200	45,446	14,367	59,814	858,748

(3) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,422万円は、損益勘定留保資金4,288万円、開始時資金133万円で補填していた。

## 3 その他の予算の執行状況

(1) 企業債の本年度分の借入同意額は520万円で、予算に定めた限度額540万円の範囲内で執行されていた。

また、起債の目的、方法、利率及び償還の方法も予算に沿って執行されていた。

(2) 予算に定めた予定支出の各項の経費の金額の流用及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費（職員給与費）についての流用はなかった。

(3) 予算に定めた簡易水道事業費に充てるための他会計からの補助金は、予算額1億1,389万円に対し、決算額1億770万円となっていた。

### 第3 経営状況

1 経営成績は、次のとおりである。

		(単位 千円)
区 分		令和2年度
総 収 益		129,803
内 訳	経 常 収 益	129,803
	営 業 収 益	14,647
	(うち給水収益)	(14,550)
	営 業 外 収 益	115,155
	特 別 利 益	—
(うち一般会計補助金)		(104,163)
総 費 用		134,912
内 訳	経 常 費 用	132,707
	営 業 費 用	115,160
	営 業 外 費 用	17,547
	特 別 損 失	2,205
経常損益 (経常収益—経常費用)		△2,904
(一般会計補助金を除いたもの)		(△107,067)
純 損 益 (総収益—総費用)		△5,109
(一般会計補助金を除いたもの)		(△109,272)

(1) 本年度の簡易水道事業は、総収益が1億2,980万円、総費用が1億3,491万円で、その結果、当年度純損益は510万円の純損失となっていた。

また、簡易水道事業費に充てるための一般会計補助金を除いた実質損益は、1億927万円の純損失となっていた。

ア 特別損失は220万円で、令和2年度から簡易水道事業会計に地方公営企業法の規定の一部が適用され、複式簿記の方法による経理をすることとなったため、令和元年度以前の年度における事業実施に伴い生じた賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額に相当する額を損失として計上したものである。

(2) 収益率は、次のとおりである。

(単位 %)		
区 分	令和2年度	算 式
総収支比率	96.2	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
経常収支比率	97.8	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
営業収支比率	12.7	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{営業費用}-\text{受託工事費}} \times 100$

ア 総収益と総費用との関連を示す総収支比率は96.2%であった。

イ 経常的な収益と費用との関連を示す経常収支比率は97.8%であった。

ウ 営業活動の能率を示す営業収支比率は12.7%であった。

(3) 給水収益及び給水費用は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)			
区 分	令和2年度		
	金 額	構成比	
給水収益 A	14,550	—	
給水費用 B	132,707	100.0	
給水費用内訳	人件費	23,087	17.4
	動力費	4,205	3.2
	修繕費	5,959	4.5
	減価償却費	53,362	40.2
	支払利息	14,367	10.8
	委託料	13,121	9.9
	その他	18,602	14.0
給水損益 A - B	△118,157	—	



(4) 1 m<sup>3</sup>当たりの供給単価（平均販売単価）及び給水原価は次のとおりである。

(比率 %)

区 分	令 和 2 年 度	
	金 額	構 成 比
供 給 単 価 A	141円88銭	—
給 水 原 価 B	1,294円3銭	100.0
内 訳	資 本 費	660円44銭 51.0
	人 件 費	225円13銭 17.4
	そ の 他	408円46銭 31.6
給 水 損 益 A-B	△1,152円15銭	—

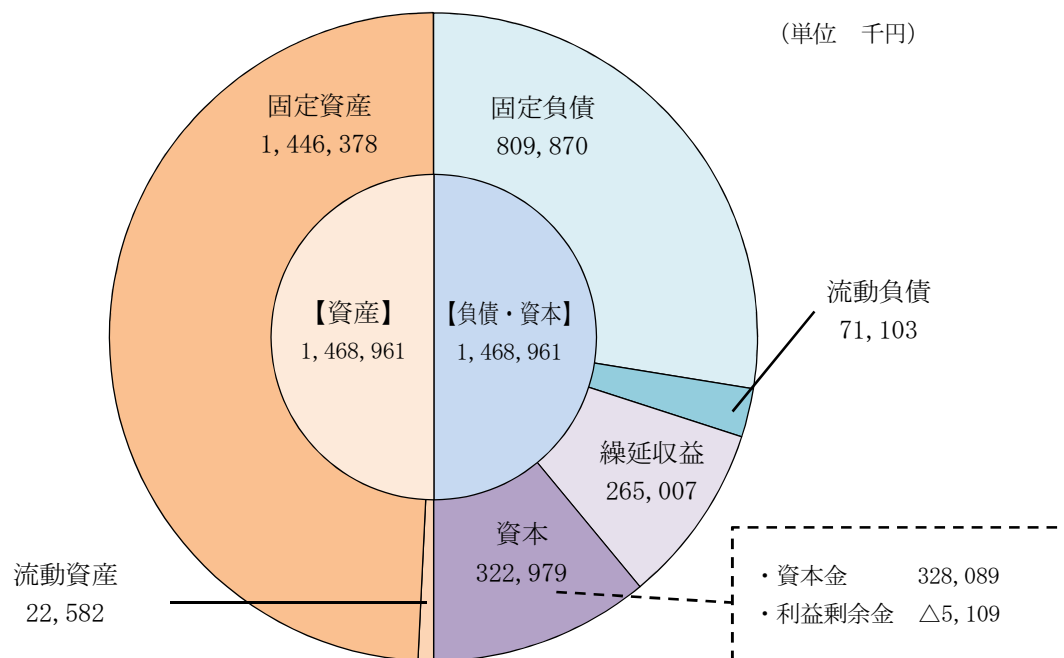
(注) 資本費 = 減価償却費 + 支払利息      供給単価 =  $\frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$       給水原価 =  $\frac{\text{給水費用}}{\text{有収水量}}$

2 財政状態を示す貸借対照表は、次のとおりである。

(単位 千円)

科 目	令和2年度
資 産	1,468,961
固定資産	1,446,378
有形固定資産	1,446,378
投資その他の資産	0
流動資産	22,582
現金預金	22,394
未収金	187
負債及び資本	1,468,961
負 債	1,145,981
固定負債	809,870
企業債	809,870
流動負債	71,103
企業債	48,878
未払金	15,205
預り金	4,955
引当金	2,064
繰延収益	265,007
資 本	322,979
資本金	328,089
剰余金	△5,109
利益剰余金	△5,109

(注) 貸借対照表の欠損金は、利益剰余金の負数として表記した。



(1) 資 産

資産は14億6,896万円で、固定資産は14億4,637万円、流動資産は2,258万円であった。

ア 貸倒引当金控除前の実質未収金等（決算時点で納期限が経過している債権）は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	令和2年度
未 収 金 等 A	267
うち納期未到来分 B	0
実質未収金等 A-B	267
現年度分	120
過年度分	147

(注) 「未収金等」には、貸借対照表上未収金に区分されるもののほか、破産更生債権等に区分されるものも含む。

イ 不納欠損処分は特になかった。

(2) 負 債 及 び 資 本

ア 負債は11億4,598万円で、固定負債が8億987万円、流動負債が7,110万円、繰延収益が2億6,500万円であった。

イ 資本は3億2,297万円で、資本金が3億2,808万円、欠損金が510万円であった。

(3) 財務比率の主な指標は、次のとおりである。

(単位 %)

区 分	令和2年度	算 式
流 動 比 率	31.8	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
自己資本構成比率	40.0	$\frac{\text{資本} + \text{繰延収益}}{\text{負債} + \text{資本}} \times 100$
固定資産対長期資本比率	103.5	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$

ア 短期の支払能力を示す流動比率（200%以上が理想）は31.8%であった。

イ 負債及び資本に占める自己資本の比率を示す自己資本構成比率（率が大きいほど望ましい。）は40.0%であった。

ウ 財政の長期健全性を示す固定資産対長期資本比率（100%以下が望ましい。）は103.5%であった。

3 資金（現金・預金）の増減は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	令和2年度
業務活動によるキャッシュ・フロー (A) ※1 「通常の業務活動の実施による資金の増減」	52,039
投資活動によるキャッシュ・フロー (B) ※2 「将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動による資金の増減」	1,224
財務活動によるキャッシュ・フロー (C) 「資金の調達及び返済による資金の増減」	△40,246
本年度資金増減額 (AからCまでの合計) (D)	13,017
資金期首残高 (E)	9,377
資金期末残高 (DとEの合計) (F)	22,394

※1 業務活動によるキャッシュ・フロー (A) には、収支不足補填のための一般会計補助金1億416万円が含まれている。

※2 投資活動によるキャッシュ・フロー (B) には、器具機械費及び企業債償還金に充てるための一般会計補助金333万円が含まれている。

簡易水道事業会計は資金が1,301万円増加し、期首に937万円あった残高が、期末には2,239万円となっていた。

(1) 業務活動により増加した資金は5,203万円となっていた。

(2) 投資活動により増加した資金は122万円となっていた。

(3) 財務活動により減少した資金は4,024万円となっていた。これは主に、企業債を520万円新たに借り入れたものの、4,544万円を償還したことによるものである。

## 第4 む す び

### 1 令和2年度決算総括

簡易水道事業とは、給水人口が100人超5,000人以下である水道により水を供給する事業のことをいい、本市は、日向簡易水道、井川簡易水道及び坂ノ上簡易水道の3簡易水道を擁している。これらの簡易水道の運営に係る経理は、令和元年度以前は特別会計を設置することにより行われていたが、令和2年度以降、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により同法の財務規定等を適用する体制に移行することとなり、この結果、簡易水道事業の決算は、本年度から、従来の様式とは異なる、地方公営企業法に定める様式（損益計算書や欠損金計算書、貸借対照表など）によって示されることとなった。また、これと合わせて、令和2年3月には「静岡市簡易水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）も策定されていた。

令和2年度の簡易水道事業会計の決算は、損益計算書上は510万円の純損失が計上されているものの、これは、収支不足補填のために一般会計から繰り入れた一般会計補助金1億416万円を収益に加えて計算された額であり、仮に一般会計補助金がなかったとした場合の純損失は1億927万円となっていた。損益計算書の指標の一部を紹介すると、事業の根幹をなす給水収益が1,455万円計上される一方、減価償却費をはじめとする経常費用は1億3,270万円が計上されていた。また、経営戦略では、事業の将来的な見通しとして、同戦略の対象期間の終期である令和12年度までの間の給水人口の減少とこれに伴う給水戸数、水需要の逡減を見込んでいた。

簡易水道事業会計の収益構造は、上述のとおり、小規模かつ中山間地に位置していることによる給水効率の悪さなどもあって大変厳しいものとなっており、今後も、特段の情勢の変化がない限りは、料金収入のみでは賅うことのできない管理運営費が一般会計補助金の繰入によって補われる状況が継続していくものと見込まれる。

### 2 簡易水道事業に期待される役割と在り方

簡易水道事業に求められる役割は経営戦略に経営理念として掲げられており、大要、中山間地の限界集落化が治山・治水機能低下などの悪影響を市域全般に及ぼすことを踏まえ、飲料水供給を担うことで中山間地域の住人が今後も安心して住み続けることのできる環境を支えていくこと、一般会計からの繰出を行いながら事業を安定的かつ継続的に実施していくことなどが示されている。

中山間地住人の生活基盤の維持は、市域のおよそ8割が山間地である本市の公益に適うものであり、かつ、地方公営企業法が地方公営企業に求める公共の福祉の増進にも当たるものと認められる。一般会計補助金の繰入を前提とする収益構造も、簡易水道事業が果たすこのような公益的役割の大きさを踏まえて評価されるべきである。

その一方で、一般会計補助金が漫然と簡易水道事業会計に投入されることが適当でないこ

とは明らかであり、事業の安定的かつ継続的な実施の上でも、経営努力とそれに伴う一般会計補助金繰入額の縮減が求められる。経営努力に関して、本件の審査では、料金徴収の面では早期催告の実施などにより徴収率 99.4%を達成したこと、施設運営の面では残留塩素計や水位計の更新に関して計画見直しや更新時期の精査による効率化や費用抑制に努めていたことが把握された。現況において必要な経営努力に取り組む姿勢がうかがわれたところであるが、経営効率化の観点からも、引き続き経営努力を重ねることが望まれる。

また、簡易水道事業の担う公益的役割が将来にわたって発揮されるためにも、中長期的な課題ともいえる給水人口減少への着実な対応が求められる。経営計画には、平成 30 年度に 1,072 人であった給水人口が計画最終年度である令和 12 年度には 654 人にまで減少するとする見通しと、これを踏まえた経営の効率化・合理化が掲げられているが、特段の情勢の変化がない限りは計画期間終了後（令和 13 年度以降）もこの傾向は続くものとみられる。給水人口減少が進むことで、たとえば、一部地域での極端な人口減少による事業規模の縮小といった、現経営計画では想定していない課題に直面するおそれもあることから、現状やその変化の把握に努めつつ、適宜適切に課題への対応方法の立案やそれに伴う計画の見直しに努めるなど、中長期的視座に立脚して経営に臨むことを求めたい。

### 3 公営企業施設等整理債による施設の解体について

令和 2 年度簡易水道事業会計における財務諸表には、損益計算書に旧上落合簡易水道配水池の解体に係る資産減耗費が、貸借対照表に当該解体経費に充てる企業債が、それぞれ計上されていた。市簡易水道事業の設置等に関する条例によれば、簡易水道事業の経営の基本として、日向簡易水道、井川簡易水道及び坂ノ上簡易水道の 3 簡易水道のみが挙げられており、上落合はこれらの簡易水道事業の給水区域外にある。

この取扱い及び経理について、次の意見を述べる。

#### (1) 経営上の課題について

地方公営企業法が地方公営企業の経理について特別会計を設けることを求める趣旨は、一般会計と経理を区分することのほか、財務等の自主性を保ちつつ企業の効率的運営を図ることを考慮したものであると説明されている。このような観点に照らせば、区域外に所在する施設の解体に要する経費を簡易水道事業会計に負担させることは、極めて異例の取扱いであるといえる。

経営戦略上、旧上落合簡易水道配水池のほかにも、旧口坂本簡易水道配水池（令和 3 年度解体予定）及び旧大沢簡易水道配水池（令和 4 年度解体予定）の解体を簡易水道事業が担うことが明記されていた。これらの施設は、いずれも、簡易水道事業の給水区域外に所在する施設である。

簡易水道事業の体制移行前に策定された経営戦略に位置付けられていたことを踏まえれば、これらの施設の解体を簡易水道事業が担うこと自体は組織としての意思決定の下で行

われた役割分担であり、直ちに適当でないとはいえないが、一般会計と簡易水道事業会計との間で合意された内容が文書化されておらず、このような取扱いとなった経緯や理由を把握することができなかった。

例外的な取扱いである以上、経費負担の在り方などを、納税者である市民に対する説明責任を果たすためにも、整理すべきである。

## (2) 経理上の課題について

地方公営企業は企業会計方式による経理を採用することから、民間企業同様、資本取引と損益取引の明瞭な区分が求められる。ところが、本件の解体経費に充てられた企業債収入は、予算上は資本的収入として区分されていたものの、決算では決算書報告書(1)の「収益的収入及び支出」の欄外に執行の状況が注記されており、予算と決算とで取扱いを異にしていた。予算と決算との間に齟齬が生じないように、この企業債収入の位置付けは、あらかじめ予算の補正などにより正しておくことが望ましかったものと考えられる。

結果として、予算執行額や損益計算、負債の計上などには影響がなかったものの、令和3年度及び令和4年度にも同様の公営企業施設等整理債を活用した資金調達が予定されていることから、予算や事業執行、決算の適正な執行に努められたい。

以上が令和2年度簡易水道事業会計決算に付す意見である。

なお、3の(1)及び(2)に示した課題は、企業会計方式による経理体制に移行した初年度で組織としての実務経験が蓄積されていなかったことのほか、簡易水道事業会計の資産として計上されるものの範囲に関する協議が不十分であったことなどに起因するものと推察されるが、令和6年度からの経理体制の移行を予定している農業集落排水事業会計においても留意されるべき事柄である。

各種会計決算審査でも述べたところであるが、農業集落排水事業会計においても、構造的な収支不足や組織としての実務経験の蓄積など、簡易水道事業会計と共通の課題を抱えていることが見込まれる。企業会計方式による経理をすでに導入している上下水道局などから助言や財政当局をはじめとする市長部局との協議が円滑かつ十分に行われ、遺漏のない体制移行がなされるよう、市を挙げてバックアップしていくことを強く望むものである。

参考資料

簡易水道事業における最近5か年の経営指標等の推移

(単位 千円・比率 %)

年 度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
区 分	項 目					
経営成績	営業収益	14,647	—	—	—	—
	営業利益	△100,512	—	—	—	—
	経常利益	△2,904	—	—	—	—
	当年度損益	△5,109	—	—	—	—
	収支不足補填のための 一般会計補助金	104,163	—	—	—	—
	上記補助金を除いた 実質損益	△109,272	—	—	—	—
財政状態	資産合計	1,468,961	—	—	—	—
	負債合計	1,145,981	—	—	—	—
	資本合計	322,979	—	—	—	—
	自己資本	587,987	—	—	—	—
	流動比率	31.8	—	—	—	—
	自己資本構成比率	40.0	—	—	—	—
	固定資産対長期資本比率	103.5	—	—	—	—
	企業債未償還残高	858,748	—	—	—	—
	実質未収金	267	—	—	—	—
その他	行政区域内人口(人) A	996	1,024	1,072	1,115	1,133
	給水人口(人) B	996	1,024	1,072	1,115	1,133
	普及率 B/A	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	年間総配水量(m <sup>3</sup> )	150,642	150,757	166,952	178,990	170,115
	有収率	68.1	67.6	64.1	62.4	65.5
	供給単価(円)	141.88	—	—	—	—
	給水原価(円)	1,294.03	—	—	—	—
	施設利用率	54.2	57.1	60.5	68.2	64.9

令和元年度以前の各年度においては複式簿記の方法による経理を導入していなかったため、経営成績及び財政状態並びにこれらに準拠する供給単価などの指標は、「—」により表記した。